

EY インドネシア タックス インサイト

税務規則アップデート

目次

- 1 相互協議手続き
- 2 輸出サービスの明確化
- 2 VAT 申告書の新しい書式
- 3 戦略商品の輸出に対する VAT
- 3 銀行業務に対する VAT
- 4 サービスチーム
- 4 事務所



相互協議手続き

租税条約にある相互協議手続き（MAP）を通じて租税条約の実行から生じる論争解決をもとめる納税者は、これから国税総局（DGT）によって定められたガイドラインに従うこととなりました。ガイドラインは2010年11月3日付けの国税総局規則 PER-48/PJ/2010 (PER-48)にて定められています。よって、この日より、インドネシア政府に対して行われる相互協議のいかなる要請も、PER-48 に明記されている手続きに従って行われることとなります。

PER-48 には、MAP 申請を納税者が要請できる条件または状況が提供されています。

- ▶ インドネシア納税者が、関係会社取引の矛盾する移転価格結果によって生じた追徴課税が課せられた、又は課せられる。
- ▶ インドネシア納税者が、租税条約締結国が租税条約の条項に従わずその国の恒久的施設に税金を課された、又は課されると信じている。
- ▶ インドネシア納税者が、租税条約締結国が租税条約の条項に従わない収入税金を課された、又は課されると信じている。
- ▶ 二重税務居住者であるとみなされているインドネシア納税者が、税務上の居住状況の確認を求める。

相互協議は、以下の場合に応じて行われます。

- ▶ 税務論争の解決を求めるインドネシア納税者の要請；
- ▶ 該当する租税条約の非差別条項の申請を求めるインドネシア納税者の要請；
- ▶ 租税条約国の要請；または
- ▶ 国税総局によって必要と考えられ、始められた他の状況

相互協議に持ち込まれた論争に対応して、納税者が査定に対して異議申し立てを提出、又は異議申し立て申請に対する国税総局の決定に対して上訴した場合、相互協議要請は無効となります。その様な状況の場合、国税総局は、異議申し立て要請が発見された日から 15 日以内に、納税者に通知します。

国税通則法の 16(1)項または 36(1)項のもとで、税務査定の減額またはキャンセルの要請に対しては、相互協議は無効化されません。国税総局の税務査定に対する減額、またはキャンセルに対する決定より、相互協議の決定が早かった場合は、国税総局の決定は、相互協議の決定に従います。

PER-48 は相互協議要請と一緒に納税者が提出しなければならない書類の一覧を提供しています。

相互協議を要請するインドネシアの納税者の承諾によってのみ、相互協議は結論付けられます。よって、インドネシアと租税条約国の該当官庁の間で達した相互合意のドラフトは、相互協議を要請した納税者に承諾の確認のために、通知されなければなりません。納税者は通知から 30 日以内にドラフトの確認を提出しなければなりません。

輸出サービスの明確化

長い間待たれていた輸出サービスに対する VAT に関するガイドラインを提供する、プライベートルーリングがようやく発行されました。

原則的に、0 率の VAT に適格となる輸出サービスは、財務省令 70/PMK.03/2010 において定義されている 3 つのタイプのみとなります。（これらは、一定の委託加工サービス；インドネシア外で使用される動

産の修理および補修；そしてインドネシア外に位置する建物に付随する建設関連サービスです。）

プライベートルーリングは、もし納税者が、この 3 つ以外のサービス（例えばビジネスコンサルティングサービス）を外国企業へ提供している場合、10% の VAT を課する必要があると明記しています。受領者がインドネシア企業ではなくても、サ

ービスがインドネシアで行われたならば、インドネシアでそのサービスは引き渡されたと考えられます。そのようなサービスを提供した納税者によって生じたインプット VAT は、支払いアウトプット VAT に対して税務控除として、相殺することができます。

VAT 申告書の新しい書式

新しい VAT 申告書の書式が国税総局規則 PER-44/PJ/2010 によって導入されました。SPT Masa PPN 1111 と呼ばれる VAT 申告書は、2011 年 1 月より VAT 申告に納税者によって、使用されます。

以前の VAT 申告書の書式と違い、新しい書式では、納税者は必要な書式のみを添付する必要があります。これは、もし当月にアウトプット VAT がなければ、申告書にアウトプット VAT に対する添付書式を提出する必要はないという意味です。

VAT 申告書は、税務署から直接取得できます。または、税務署のホームページからコピーをダウンロードする、または国税総局によって任命されたサービス業者からコピーをもらうことができます。

“戦略商品”の輸出に対する VAT

戦略商品の輸出に対して、VAT は課されるべきかどうかという納税者の質問に対して、内部回状が 2010 年 9 月 20 日に国税総局によって発行されました。(SE-95/PJ/2010).

回状によりますと、“戦略商品”の輸出は 0% の VAT の対象となります。これは、もし納税者が“戦略商品”を輸出するならば、輸出版売に関係

するインプット VAT を税務控除として請求することができることを意味します。もしこの結果 VAT が過払い状態になるのであれば（もしインプット VAT 控除の残高が、アウトプット VAT の残高より大きい場合）税金還付として請求することができます。

“戦略商品”という用語は、以前発行された政令（政令 2007 年 31

号によって改訂された政令 2001 年 12 号及び政令 2003 年 38 号によって改訂された政令 2000 年 146 号）に定められています。“戦略商品”の例は、特に飼料、飼料の製造のための原料、農産物及び種です。

銀行業務に対する VAT

2010 年 11 月末に VAT の手引きを提供するもう一つの回状が発行されました。この回状 (SE-121/PJ/2010) は、銀行業に対する VAT の確認です。

銀行に対する法(法律 1998 年 10 号)によって改訂された法律 1992 年 7 号)によって規定された銀行業務を考慮し、回状は、VAT 目的で商業銀行の業務を 2 つのサービスタイプに分けます：

VAT の対象ではない金融サービス（例えば大衆からの資金回収、クレジットの承認、資金配置、ファクタリングなど）

- ▶ VAT 対象のサービス（例えば、貸し金庫、保護預かりなど）

回状の添付は、各サービスタイプの例をもっと詳細に提供しています。

サービスの 2 つの分類の他に、回状は商業銀行はサービスの提供とならない業務をもっていることを認めて

います。回状にある例は VAT の対象となる差し押さえ資産の販売です。

VAT 対象のサービスを行う商業銀行は、VAT 登録番号を申請し、VAT 要件に従う必要があります。

回状に明記された業務を行っている農業 (*Perkreditan Rakyat*) 銀行及びシャリア銀行にも、同じ原則が適用されます。

プロフェッショナルチーム



Ben Koesmoeljana
Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com



Rachmanto Surahmat
Tel :+62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com



Santoso Goentoro
Tel :+62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com



Yudie Paimanta
Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com



Dodi Suryadarma
Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com



Peter Ng
Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com



Iman Santoso
Tel :+62 21 5289 5250
iman.santoso@id.ey.com



Lam Prasetya Halim
Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com



Carlo Navarro
Tel :+62 21 5289 5029
carlo.navarro@id.ey.com



Henry Tambingon
Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com



Elly Djoenaidi
Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com



Kartina Indriyani
Tel :+62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com



Sachiko Hamada
Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com



Bambang Suprijanto
Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)
Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)
bambang.suprijanto@id.ey.com



Nathanael Albert W
Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所
Indonesia Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所
Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 141,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit

www.ey.com/id.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

The Ernst & Young organization is divided into five geographic areas and firms may be members of the following entities: Ernst & Young Americas LLC, Ernst & Young EMEA Limited, Ernst & Young Far East Area Limited and Ernst & Young Oceania Limited. These entities do not provide services to clients.

© 2010 Ernst & Young Indonesia
All Rights Reserved.